

相 扶 會 規 則

- 第一條 本會ハ相扶會ト稱ス
第二條 本會ハ日本樂器製造株式會社内ニ設置ス
第三條 本會ハ會員相互ノ不時ノ災害ノ幾分ヲ救助シ交誼ヲ親密ニスルヲ以テ目的トス
第四條 本會ハ日本樂器製造株式會社在勤ノ從業員（社員准社員見習生ヲ除ク）ヲ以テ組織シ入社ト同時ニ會員タルノ義務ヲ有シ退社當日退會者ト見做シテ處理ス
- 第五條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
- (1) 評議員若干名
各部ニ於テ貳名以上トシ内壹名ハ其部工場世話係中ヨリ推薦シ他ノ壹名ハ會員ノ選舉ヲ以テ之レヲ定ム
 - (2) 監事若干名
但會員百人以上ノ部ニ於テハ右貳名ノ外超過人員百人毎ニ壹名宛ノ割合ヲ以テ増員選出ス
 - (3) 理事若干名
評議會ノ互選ニ依リ各部壹名宛トス
 - (4) 評議員若干名
評議員以外ノ本會員中ヨリ各部壹名宛選任ス
 - (5) 監事若干名
前各項ノ役員選舉ハ各部毎ニ投票ヲ以テ之ヲ行ヒ投票ハ無記名式トス
 - (6) 評議員ハ無報酬トシ退社病氣其他止ムヲ得ナル場合ノ外辭任スルコトヲ得ス
 - (7) 評議員ハ本會ニ關スル重要事項ヲ評議シ其決議ヲ會社ニ申請ス
 - (8) 評議員ノ任期ハ壹ヶ年トス
 - (9) 理事ハ會務ノ處理ニ任ス
理事ノ任期ハ壹ヶ年トシ缺員ヲ生シタルトキハ補缺選舉ヲ行フモノトス
 - (10) 常務理事ノ任期ハ六ヶ月トシ（二月ヨリ七月マテ又ハ八月ヨリ翌年一月マテ）引續重任セサルモノトス
 - (11) 監事ハ會務及出納ノ調查ニ任ス
 - (12) 監事ノ任期ハ壹ヶ年トス
 - (13) 役員會ハ定期ハ壹ヶ年トシテ每年一月及七月ニ開會シ支配人、工場長、庶務課長若シクハ其代理人ノ列席ヲ求メ主要會務ノ評議決定ヲナスモノトス
 - (14) 會費ハ毎月金貳拾錢（滿十五歲未滿ハ半額）トシ每給料中ヨリ納入スルモノトス
 - (15) 會費領收ニ對シテハ領收證ヲ出サス給料支拂計算書ニ記載シ領收ノ證トス
 - (16) 會務報告ハ毎年評議員ヨリ會員ニ報告ス
 - (17) 但毎期末計算ノ上不足アルトキハ評議員會ニ於テ之カ處理ヲナスモノトス
 - (18) 退會者ニ對シテハ一切積金ノ拂戻ヲナサルモノトス
 - (19) 第十一条 左ノ各項ニ該當スル場合ニハ下記ノ金額ヲ支出ス
 - (20) 一、病氣又ハ公傷ノ爲メニ二週間以上ノ缺勤者ニ對シ見舞金
更ニ引續キ二週間以上同
尙更ニ引續キ三十日以上同
 - (21) 二、在社四ヶ年以上ニシテ願ニ依リ解僱セラレタル者ニ對シ
慰勞金
 - (22) 三、會員死亡ニ對シ香料
四、支店、分工場等轉勤者へ餓別
五、入營者餓別
 - (23) 六、其他必要ト認ムル支出ニ就テハ理事又ハ評議員會ニ於テ之ヲ決ス
 - (24) 第十九條 會員ニシテ病氣又ハ負傷ノ爲缺勤スルトキハ毎週病狀ノ經過ヲ評議員會へ書面ヲ以テ届出ツヘシ
 - (25) 會員ニシテ病氣又ハ負傷ノ爲六十日以上缺勤シタルトキハ理事其住居ヲ訪問シテ病狀ヲ調査シ其旨常務理事ニ報告シ常務理事ハ之ヲ評議員會ニ圖リ必要ト認メタル場合ニハ第十七條第一項ノ外見舞金額ヲ決定シ贈與ノ手續ヲナスコトアルヘシ
 - (26) 但右ニ付濱松市外へ出張ノ場合ハ旅費實費ヲ給ス
會社ニ於テハ常務理事ノ申請ニ依リ金錢ノ出納ヲ掌り會務ノ進行ヲ補助ス
 - (27) 第二十二条 本規則ノ改正ハ理事及監事署名捺印ノ上之レヲ社長ニ申請シ其承認ヲ經テ施行スルモノトス

◎本規則ノ部別表左ノ如シ

以 上

第一作業部	第二作業部	第三作業部	ビアノ部
木工ビアノ部	木工オルガン部	木工家具・塗師部	オルガン部
アクリシヨン部	ハーモニカ部	飛行機部	オルガン部
木材部	ペニヤ部	木取部	總務原物料部

五 拾 五 圓 圓 圓

一ヶ年毎ニ

貳 拾 五 圓

五 拾 五 圓

日本樂器製造株式會社內
相 扶 會

大正十一年七月十九日評議員會ノ決議ニヨリ改正大正十一年八月一日ヨリ施行ス
大正十五年六月廿八日評議員會ノ決議ニヨリ改正大正十五年七月一日ヨリ施行ス